

埼玉県産業振興公社 航空・宇宙産業一貫生産体制構築支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人埼玉県産業振興公社理事長（以下「理事長」という。）は、航空・宇宙関連産業への新規参入や当該分野での事業拡大を図るため、埼玉県内の企業を含む2者以上の中小企業者が連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う航空・宇宙産業分野における一貫生産体制構築の取組を支援するため、予算の範囲内において埼玉県産業振興公社航空・宇宙産業一貫生産体制構築支援事業助成金を交付することとし、そのために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるものをいう。
- (2) 一貫生産体制とは、2者以上の中小企業者が連携し、取引先からの発注に対してワンストップで請け負うことを目指すものをいう。

(助成対象者)

第3条 航空・宇宙産業における一貫生産体制の構築をしようとする2者以上の中小企業者のうち、埼玉県内に事業所を有し、一貫生産体制を代表する中小企業者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(助成上限額等)

第5条 助成額は、500万円を上限とする。

- 2 補助率は10分の10とし、助成対象経費に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって助成額とする。

(助成金の交付申請及び決定)

第6条 助成金の交付を受けようとする中小企業者の代表者は、様式第1号の交付申請書に必要書類を添付して理事長に提出する。

- 2 理事長は、別に定める審査会が申請内容を審査し、交付を決定した場合には、様式第2号の交付決定通知書により、中小企業者の代表者に通知するものとする。

(変更申請及び承認)

第7条 助成金の交付決定を受けた中小企業者の代表者（以下「代表者」という。）は、助成事業の内容を変更しようとする場合、または事業に要する経費の合計額を変更しようとする場合には、様式第3号の変更申請書を遅滞なく理事長に提出し、その承認を受け

なければならない。ただし、変更内容が軽微なものと理事長が認めるときはこの限りでない。

- 2 理事長は、前項の規定による変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められるときは、様式第4号の変更承認書により代表者に通知するものとする。

(助成金の交付決定の取消)

第8条 理事長は、代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式第6号の交付決定取消通知書により、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 代表者から、様式第6号の事業休止（廃止）申請書が提出された場合
- (2) 虚偽の申請及び報告を行った場合
- (3) その他、この要綱の規定に違反した場合

(助成金の実績報告)

第9条 代表者は、当該年度の3月末日までに、様式第7号の実績報告書に必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、申請内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内において交付の決定及び助成金の額を確定し、様式第8号の確定通知書により代表者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第11条 助成金の支払いを受けようとする代表者は、前条の通知を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、提出された請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(報告の要求及び調査)

第12条 助成事業の適正を期するため、理事長は代表者に報告を求め、又は公社職員を派遣して、調査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関して必要な事項は取引振興部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

助 成 対 象 経 費

内 容	
1	・ 航空・宇宙産業一貫生産体制構築に係る 原材料費 機械装置・消耗工具器具費 外注費